

## 身体拘束等適正化のための指針

放課後等デイサービス 太陽の子  
就労継続支援B型 心和の郷

### ■ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

「私たちは身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行わなければならない」

「私たちは身体的拘束ゼロ及び支援の質の向上を目指して実績を蓄積しなければならない」

「私たちは自信をもって提供できる支援を目指し、組織をあげて身体拘束廃止に取り組まなければならない」

- ① 身体拘束は廃止すべきものである
- ② 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ④ 身体的拘束を許容する考えはやめるべきである
- ⑤ 全員の強い意志で「チャレンジ」をする（支援の本質を考える）
- ⑥ 創意工夫を忘れない
- ⑦ 利用者の人権を一番に考慮すること
- ⑧ 福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと
- ⑨ 身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること
- ⑩ やむを得ない場合、利用者又は保護者に対する十分な説明をもって身体的拘束を行うこと
- ⑪ 身体的拘束を行った場合、常に廃止をする努力を怠らないこと（常に「0」を目指すこと）

### ■ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体的拘束を適正化することを目的として、「身体拘束廃止委員会」を設置する。

身体拘束廃止委員会は1年に1回以上または適宜開催し、次のことを検討する。

- (1) 障害者虐待・身体的拘束に関する規定及びマニュアル等の見直し
- (2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。
- (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- (4) 虐待防止・身体的拘束等の適正化研修の企画と実施

- (5) 日常的支援を見直し、利用者に対して人として尊厳のある支援が行われているかを検討する。

## ■ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ◇ 新人採用時には、事故発生防止、虐待防止と併せて身体的拘束等の適正化に関する研修を随時実施する。
- ◇ 年間研修計画に基づき、職員に対する研修を年1回以上実施する。

## ■ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

### 【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進委員会」

## 身体的拘束を行わずに支援を行うために（3つの原則）

### 1 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する

身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要である。

## 2 5つの基本的ケアを徹底する

### ① 起きる

人間は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追及する第一歩である。

### ② 食べる

人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

### ③ 排せつする

なるべくトイレで排せつしてもらうことを基本に考える。おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排せつ物が付いたままになっていると気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながるようになる。

### ④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔なことがかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適なり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

### ⑤ 活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあれば、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追及するうえで、心地よい刺激が必要である。

## 3 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現をめざす

「言葉による拘束」にも配慮をする必要がある。

## ■ 身体的拘束発生時の対応に関する方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

介護保険指定基準上、「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手段が極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※ 「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べた支援の工夫のみでは十分に対処できないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことがないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

### 1 3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体的拘束廃止委員会」「運営推進会議」等で検討、確認し記録しておく。

#### ○ 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

※ 「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

#### ○ 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

※ 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

#### ○ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

## 2 やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

### (1) 組織による決定と個別支援計画書への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、身体的拘束廃止委員会等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。この場合、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切である。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画書に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針のもとで決定していくために行うものとなる。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となる。

### (2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きのなかで、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、理解を得ることが必要となる。

### (3) 行政への相談、報告

行動制限・身体拘束する場合、霧島市 障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要である。行動障害のある利用者支援のなかで、様々な問題を事業所で抱え込んでしまうことがある。事業所で抱え込まないで、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることができる。行政に相談・報告することで、支援困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることになる。また行動改善の取り組みの進捗を図ることができる。

### (4) 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、以下のように定められているため、必要な記録がなされていない場合は、運営基準違反に問われる場合がある。

### (5) 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

**（身体拘束等の禁止）**

**第48条** 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

身体に重度のある人の中には、脊椎の側弯や、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで制作し、使用している場合がある。これらには、変形等のある身体においても安全かつ安楽に座位が取れるようにいすの形状やパッド等の配置が設計されているほか、脊椎の側弯や関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくない。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されている。

肢体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」としてベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転倒したりする事例もある。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうといったかえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見される。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではない。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められる。

ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士・作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、御本人並びに家族の意見を定期的に確認

し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要である。

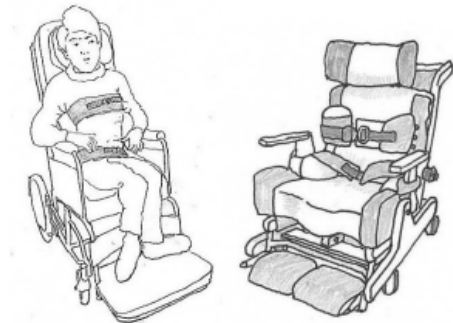
記録内容では「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか」等の記載がなされていることが重要である。長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意が必要である。

記録については、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡

「障害福祉サービス等報酬に係るQ&A」問1において、「ケア記録等への記載については、必ずしも

身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむをえず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である」と明記されている。従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等の記載を求めているわけではない。

ヘッドギアについても同様に利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的を確認すること（モニタリング）が必要である。



(座位保持装置等の例)

## ■ 利用者等に対する当該指針の閲覧について

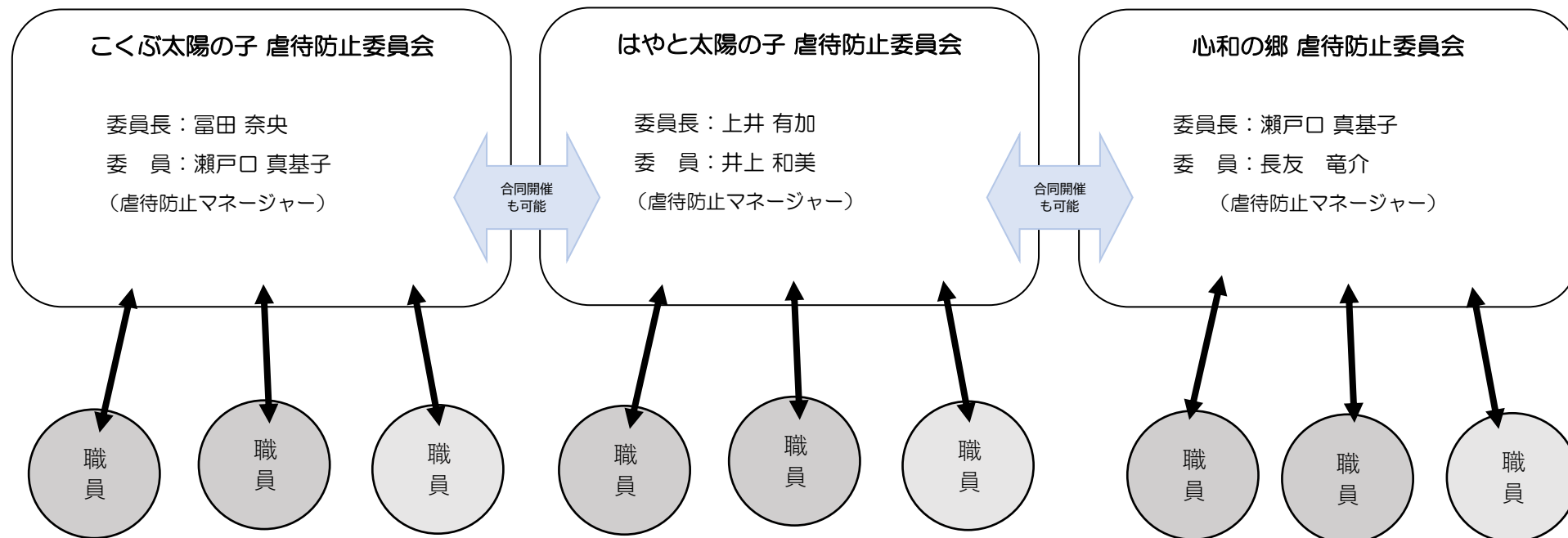
施設内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、利用者・家族・従業者等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

## 虐待防止委員会の役割

- ・ 研修計画の策定
- ・ 職員のストレスマネジメント
- ・ 苦情解決
- ・ チェックリストの集計、分析と防止の取り組みの検討
- ・ 事故対応の総括
- ・ 他事業所との連携
- ・ 身体拘束に関する適正化についての検討 等

## 虐待防止マネージャーの役割

- ・ 各職員のチェックリストの実施
- ・ 倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ ヒヤリハット事例の報告、分析
- ・ 身体拘束に関する適正化についての検討 等



障害者虐待防止チェックリスト

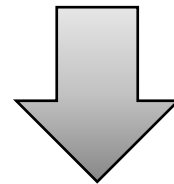
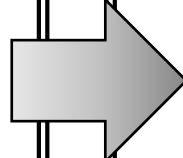
項目		チェック欄	
1	虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	はい	いいえ
2	虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。	はい	いいえ
3	緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に周知徹底している。	はい	いいえ
4	身体拘束について検討する場を定期的に設けている。	はい	いいえ
5	緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者（家族）に説明を行い、事前に同意を得ている。	はい	いいえ
6	個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している。	はい	いいえ
7	職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。	はい	いいえ
8	日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実施している。	はい	いいえ
9	職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している。	はい	いいえ
10	「職員セルフチェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握に努めている。	はい	いいえ
11	「早期発見チェックリスト」の活用を徹底を図るとともに、発見時の報告、対応等について明確にしている。	はい	いいえ
12	ボランティアの受け入れを積極的に行っている。	はい	いいえ
13	家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。	はい	いいえ
14	虐待防止に関する責任者を定めている。	はい	いいえ
15	虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	はい	いいえ
16	苦情相談窓口を設置し、利用者等にわかりやすく案内をするとともに、苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者等からの苦情の解決に努めている。	はい	いいえ
17	職員が支援等に関する悩みを相談することができる相談体制を整えている。	はい	いいえ

18	施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策等を具体的に文章化している。	はい	いいえ
19	施設において利用者の金銭および、貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	はい	いいえ
20	施設は、利用者または家族の意見や要望を聴く場を設けている。	はい	いいえ
21	施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。	はい	いいえ
22	施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の確保に配慮や工夫を行っている。	はい	いいえ
23	利用者・家族、一般市民やオンブズマン等からの情報開示にいつでも応じられる準備をしている。	はい	いいえ
24	虐待防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場を設けている。	はい	いいえ
25	障害者（児）やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。	はい	いいえ
26	家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。	はい	いいえ
27	地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者（施設）などの事業者間の連携を図っている。	はい	いいえ
28	地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政機関等との連携・協力（意見交換等も含む）をしている。	はい	いいえ
29	虐待事案のみならず、福祉サービスの利用等を含め、相談窓口を設置・広報し、地域住民の相談を受けている。	はい	いいえ
30	地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ（市町村から依頼があった場合等）を行っている。	はい	いいえ
31	虐待を受けた障害者（児）の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一般のマニュアル等とは別に作成されている。（虐待を受けた障害者（児）への支援）	はい	いいえ
32	虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合の相談支援事業者や行政機関等への連絡（通報）について手順等が具体的に文章化している。	はい	いいえ
33	虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行う努力をしている。	はい	いいえ
34	虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事業所として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。	はい	いいえ

## 虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート

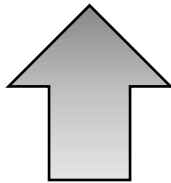
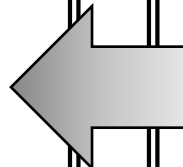
1. チェックリストにより、取り組みが進んでいない事項や更に改善する必要のある事項の原因や課題

2. 1の解決・改善に向けて必要な対応や工夫、現時点で対応が困難である場合にはその理由。



3. 解決・改善に向けて必要な対応、工夫の具体的な進め方（計画）、目標とする期間。

4. 解決・改善状況の評価と更に取り組みを要する課題の整理。



職員セルフチェックリスト

項目		チェック欄	
1	利用者への対応，受答え，挨拶等は丁寧に行うように日々，心がけている。	はい	いいえ
2	利用者の人格を尊重し，接し方や呼称に配慮している。	はい	いいえ
3	利用者への説明はわかりやすい言葉で丁寧に行い，威圧的な態度，命令口調にならないようにしている。	はい	いいえ
4	職務上知りえた利用者の個人情報については，慎重な取り扱いに留意している。	はい	いいえ
5	利用者の同意を事前に得ることなく，所持品の確認，見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。	はい	いいえ
6	利用者の意見，訴えに対し，無視や否定的な態度をとらないようにしている。	はい	いいえ
7	利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	はい	いいえ
8	利用者の嫌がることを強要すること，また，嫌悪感を抱かせるような支援，訓練を行わないようにしている。	はい	いいえ
9	危険回避のための行動上の制限が予想される事項については，事前に本人，家族に説明し同意を得るとともに，方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	はい	いいえ
10	利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録）について，対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合の状況も適切に記入している。	はい	いいえ
11	ある特定の利用者に対して，ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	はい	いいえ
12	ある特定の職員に対して，ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	はい	いいえ
13	他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	はい	いいえ
14	上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め，コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	はい	いいえ
15	職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め，コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	はい	いいえ
16	他の職員が，利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	はい	いいえ
17	他の職員が，利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと（注意できなかったこと）がある。	はい	いいえ
18	最近，特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	はい	いいえ
19	最近，特に仕事にやる気を感じないことがある。	はい	いいえ
20	最近，特に体調がすぐれないと感じることがある。	はい	いいえ

## 早期発見チェックリスト

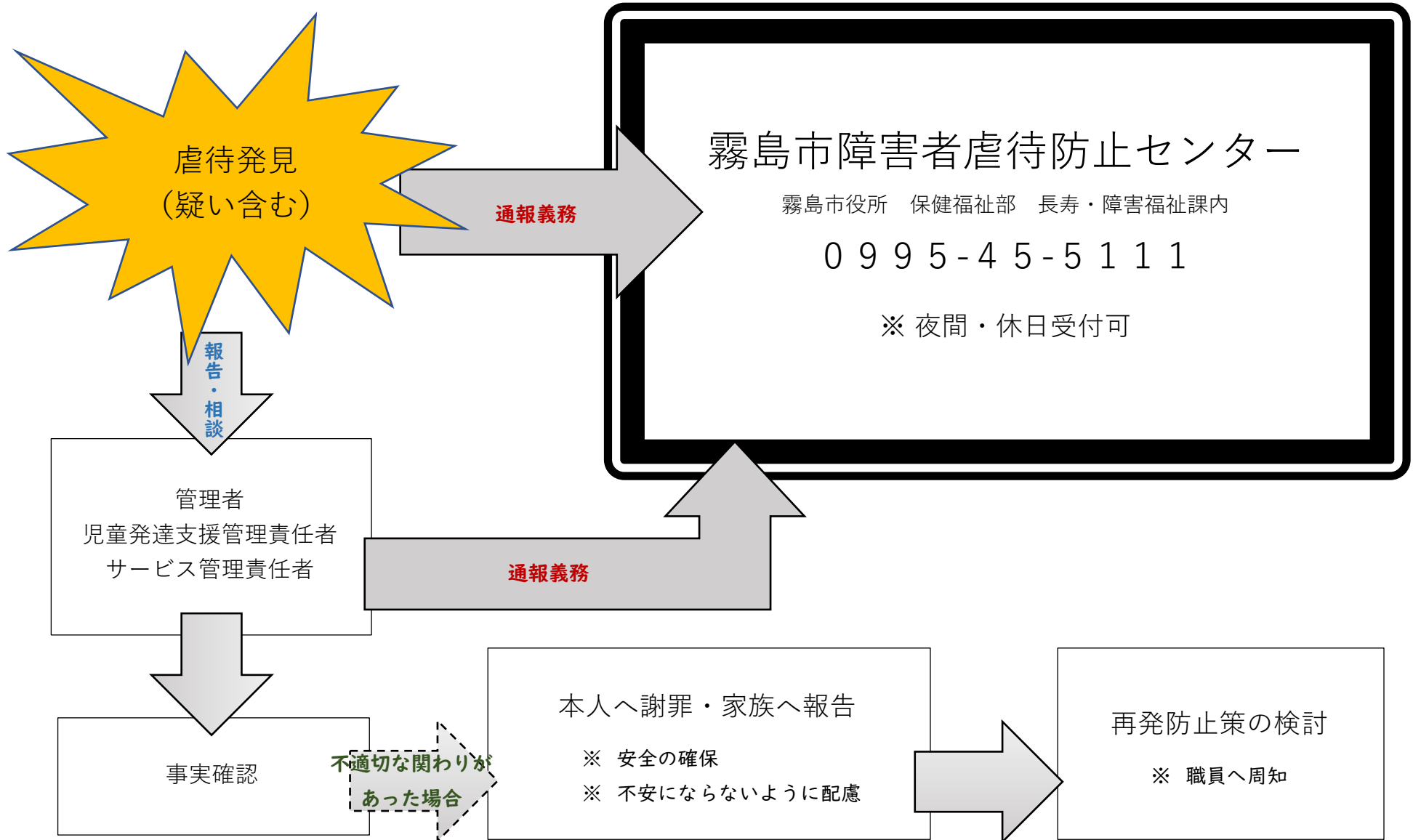
- 虐待の予兆や発生に対する気づきを高めるため、日々のサービス提供において以下の点に留意してください。
- 多くの項目にあてはまると、虐待の可能性が高いものと考えますが、これらは、主な着眼点ですので、日々の利用者の変化には十分に配慮した実践に取り組み虐待の早期発見に努めてください。
- なお、これらの着眼点は、単に虐待防止の観点のみならず、利用者の意向や状況の把握にも役立つサービスの質の向上にもつながります。

着眼点		チェック欄
1	身体に不自然なキズ、あざ、火傷（跡）が見られることはありませんか？ ※ 衣服の着脱時等にも留意してください。	<input type="checkbox"/>
2	1について原因や理由が明らかにならない場合が多くありませんか？	<input type="checkbox"/>
3	以前に比べて家族や他の利用者、また、職員等への対応や態度が変わったように感じられることはありませんか？ ※ 急におびえる、少しの動きにも身を守るような素振りをとる等	<input type="checkbox"/>
4	特に体調不良でもないような場合に、職員とのコミュニケーションが、急に少なくなる等の変化はありませんか？	<input type="checkbox"/>
5	急に周りの人に対して攻撃的になることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
6	自傷、かきむしりなど自らを傷つけるような行為が増えていませんか？	<input type="checkbox"/>
7	生活リズムが急に不規則になったようなことはありませんか？ ※ 睡眠、食の嗜好、日課等の変化	<input type="checkbox"/>
8	身体を委縮させるようなことはありませんか？	<input type="checkbox"/>
9	突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったと感じられることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
10	過食や拒食等、食事について変化が見られませんか？	<input type="checkbox"/>
11	以前よりも意欲がなくなった、投げやりな様子になった等と感じることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
12	体調が悪いと訴える機会が増えていませんか？	<input type="checkbox"/>
13	人に対して嫌悪感を抱いているような態度や言動をとることが増えていませんか？	<input type="checkbox"/>
14	人に触れられることを極度に嫌がることが増えたように感じられることはありませんか？	<input type="checkbox"/>

15	歩行等がいつもより不自然であることや、座位が保てないようなことはありませんか？	<input type="checkbox"/>
16	肛門や性器からの出血やキズがみられませんか？	<input type="checkbox"/>
17	急に怯えたり、恐ろしがったりする、また、人目を避けるようなことはありませんか？	<input type="checkbox"/>
18	一人で過ごす時間が増えていませんか？	<input type="checkbox"/>
19	年金等があるにも関わらずお金がないと訴えることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
20	お金を引き出すことが頻繁ではありませんか？	<input type="checkbox"/>
21	サービスの利用料や生活費の支払ができないようなことはありませんか？	<input type="checkbox"/>
22	知人や友人に誘われて夜間出歩くようになっていませんか（なっていると聞いていませんか）？	<input type="checkbox"/>
23	今まで付き合いのなかった人が家に入りしていませんか（するようになっていないと聞いていませんか）？	<input type="checkbox"/>
24	出費をとまなう外出や娯楽の機会が急に減ったように感じられませんか？	<input type="checkbox"/>
25	食事を摂っていないように見えたり、空腹を頻繁に訴えることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
26	劣悪な衛生状態や衛生環境にあると感じられることはありませんか？ ※ 異臭がする、髪や爪などが伸びたまままで汚い、衣服が常に同じ 等	<input type="checkbox"/>
27	いつ見ても皮膚に湿疹や、オムツかぶれがあるように見られませんか？	<input type="checkbox"/>
28	整容に対して無頓着、あるいは拒否が多く見られませんか？	<input type="checkbox"/>
29	自分や他者、物に対して投げやりな態度が見られることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
30	約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることが多くありませんか？	<input type="checkbox"/>

## 通報の手順

※ 虐待は権利侵害であり、隠さずに通報して利用者を守ります。



# 身体拘束に関する説明書（同意書）

様

- あなたの状態が下記の①②③を満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に悦意検討を行うことを約束します。

## 記

- 利用者（児）本人または他の利用者（児）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない
- 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

個別の状況による拘束の必要な理由 (リスク・損害予測)	
身体拘束の方法 (場所・行為(部位・内容))	
拘束時間帯および時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始および解除の予定	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

事業所名

管理者

説明者

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

利用者（児）氏名

保護者氏名

## 利用者および家族への説明

- ① 説明担当者 → 児童発達支援管理責任者またはサービス管理責任者もしくは管理者
- ② 説明資料 → 身体的抑制検討アセスメント表、個別支援計画書、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書
- ③ 説明と同意 → 利用者（児）および家族と面談し、以上の書類等を資料にして、身体的拘束等行動制限が必要なことを説明する。その際、利用者（児）および家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得られるように努めること。
- ④ 記名捺印 → 利用者（児）および家族が十分な理解と納得をしていただいたうえで、身体拘束同意書に記名捺印をいただく。（同意書は2部署名していただき、1部を利用者（児）またはその家族に交付する）

※ 利用者（児）および家族が納得できなければ身体拘束はしてはいけない。

※ 身体拘束をする場合においても、同意がいただけず身体的拘束ができない場合においても、共通して大切なことは、現状の把握とリスクに対する利用者（児）・家族と事業所側との共通理解を図り、今できることできないことを明確にし、事故が起きたときお互いにどのようにするのかを相談しておくことが大切である。

※ 当該利用者（児）またはその家族が身体的拘束を拒否した場合は、リスクに対して別のリスク対策を盛り込んだサービス計画を提案し、同意を得る。

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者【児】氏名 \_\_\_\_\_

年月日	時間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	記録者

## 行動制限解除に向けて継続的にサービス担当者会議を開催

児童発達支援管理責任者またはサービス管理責任者は身体的拘束等行動制限を解除することを目標に、継続的にサービス担当者会議を開催し、検討を行う。

### ※ 行動制限に向けての作業フロー

経過観察・再検討記録の記入（日常の観察記録は児童指導員または生活指導員）

↓

定期的なアセスメント → 身体的抑制検討アセスメント表，モニタリング記録等

↓

定期的なサービス担当者会議（身体的拘束等行動制限の解除を検討）